

「法人税顧問」(Ver.H27.4)

平成27年度法人番号対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
 ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
 「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2016年3月22日(火)

CD-ROM発送開始日 : 2016年4月7日(木)

※電子申告の公開日に合わせてダウンロード公開します。

電子申告更新用プログラム

ダウンロード公開日(※) : 2016年3月22日(火)

バージョンアップ対象

Ver.H27.1以降

改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000473>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

1. 改正の主な内容

主な改正内容は次のとおりです。

■ 公社債等に係る所得税額の全額控除(別表六(一)、六(一)付表)

法人税額から控除する所得税額の計算で、公債及び社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に係る所得税の額については、元本所有期間による按分計算を廃止し、その全額が控除されることとなりました。

適用時期 : 平成28年1月1日以後支払いを受ける利子及び収益の分配について課される所得税について適用

■ 法人における利子割の廃止(第九号の二様式、三様式等)

法人における利子割が廃止されました。

これに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度、およびこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当または還付する制度が廃止されました。

適用時期 : 平成28年1月1日以後に支払を受ける利子より適用

2. 減価償却との連動

減価償却応援 : Ver.14.0以降と連動ができます。

3.システムの対応内容（予定）

■様式の変更等

システムで対応している帳票について変更予定の帳票は次のとおりです。

別表一（一）	別表一（二）	別表一（三）
別表四	別表六（一） ※新様式	適用額明細書
第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表五の二の三	第六号様式別表五の二の四
第六号様式別表五の五	第六号様式別表十四	第二十号様式
別表十八	欠損金の繰戻しによる還付請求書	

■追加帳票

新設された追加予定の帳票は次のとおりです。

別表六（一） 付表	所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書 →H28.1.1以後終了事業年度より使用
第六号様式別表五の七	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書

■利子割の廃止の対応

平成28年1月1日以後開始事業年度の場合、以下の制御を行います。

- ・第九号の二様式、第九号の三様式を起動不可にします。
- ・法人基本情報の[計算方法設定]タブの「第六号様式 還付請求 利子割額 均等割に充当される額の控除」は設定不可にします。

4.法人番号に関する対応予定について

■法人基本情報の[設定]タブに、「法人番号」の項目を追加します。

■法人番号の出力

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」以外は、平成28年1月1日以後開始事業年度の場合に法人番号を出力します。

別表一（一）	別表一（二）	別表一（三）
適用額明細書	欠損金の繰戻しによる還付請求書	
第六号様式	第六号様式別表五	第六号様式別表五の二
第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表五の二の三	第六号様式別表五の三
第六号様式別表五の四	第六号様式別表五の五	第六号様式別表十四
第二十号様式	第七号様式	第二十号の三様式

5.R4 シリーズへのコンバートについて

旧製品Ver.H27.4からのコンバートに対応した法人税R4（Ver.15.4への）コンバーターは、4月下旬公開を予定しています。

法人税R4へのコンバートを急ぐ場合は、旧製品をVer.H27.4にバージョンアップせずに、コンバートを実施してください。

旧製品Ver.H27.3、および平成26年度版（Ver.H26.1/H26.2/H26.3）から、Ver.15.4へのコンバートは、現在公開中のR4コンバーターで実行可能です。